

岩手県監査委員告示第43号

監査結果の公表（平成23年岩手県監査委員告示第40号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県公安委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年12月2日

岩手県監査委員 高橋 元
岩手県監査委員 佐々木 大和
岩手県監査委員 伊藤 孝次郎
岩手県監査委員 工藤 洋子

- 1 監査対象機関名 岩手県警察本部
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 平成23年8月25日
 - (2) 本監査実施日 平成23年9月13日
- 3 監査結果の公表の日 平成23年10月4日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
報償費の支出に当たり、債務確定後相当期間経過してから支出しているものが6件、243,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	岩手県警察本部において、報償費の支出については、支出原因の発生から支払完了に至るまでの一連の会計手続の確認を強化し、適正な事務の執行に努めることとした。
産業廃棄物の処理費用の支出に当たり、委託料で支出すべきものを役務費で支出しているものが4件、219,450円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	岩手県警察本部において、産業廃棄物の処理費用については、予算編成及び執行の段階における歳出予算科目の検討、確認を強化し、適正な事務の執行に努めることとした。